

広島県教育委員会訓令第4号

本 地 方 機 関 庁
 県 立 学 校
 学校以外の教育機関

広島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和三年七月二十日

広島県教育委員会
 教育長 平川 理恵

広島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会公印規程（昭和三十七年広島県教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（公印の刷り込み） 第九条（略） 一 県立学校に係る卒業証書に学校長印を刷り込む場合 二 （略） 2—5 （略）</p> <p>別表（第2条関係） 種類 寸法（ミリメートル） 公印管守課等 1—3 （略） （略） （略）</p> <p>4—10 （略） （略） （略）</p>	<p>（公印の刷り込み） 第九条（略） 一 県立学校に係る卒業証書に<u>学校印</u>及び<u>学校長印</u>を刷り込む場合 二 （略） 2—5 （略）</p> <p>別表（第2条関係） 種類 寸法（ミリメートル） 公印管守課等 1—3 （略） （略） （略）</p> <p>4 <u>教育委員会事務局教育次長印</u> 方24 〃 5 <u>委員会事務局部長印</u> 〃 〃 6 <u>委員会事務局課長印</u> 方21 〃 7 <u>委員会事務局室長印</u> 〃 〃 8—14 （略） （略） （略）</p>

附 則

この教育委員会訓令は、令和三年八月一日から施行する。